

社会福祉法人 鶏声会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1： 計画期間内に育児休業の取得率を100%の水準にする。

<対策>

令和2年4月～

- 育児休業・産前産後休業の制度を職員に周知するよう、チラシなどを掲示し、相談窓口を設置することを周知する。
- 育児休業の取得希望者を対象とした面談をし、本人の希望を重視、実行する。
- 育児休業希望者には、制度の説明を行う。
- 育児休業取得者の業務内容を把握の上、代替職員を確保・職員体制を見直す。
- 育児休業が終了する職員と面接の上、復帰後の職務や勤務地の希望を聞き、働き方を決定する。

目標2： 子育てをしながら就業を継続し、活躍できるようにする。

<対策>

令和2年4月～

- 子育て世代を含め概ね勤続3年以上の職員と随時面接し、必要と認めた職員にはマネジメント能力等のキャリアアップ研修に参加してもらう。
- 子どもを養育する職員の希望に応じて短時間勤務、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げを行っていく。
- 子どもの看護休暇を半日単位から時間単位で取得できるものとするよう就業規則の変更を行い、職員に周知する。
- 急な子どもの看護等の休暇に対応できるよう、余剰職員を配備する。

目標3： 出産・子育てによる退職者を再雇用する。

<対策>

令和2年4月～

- 出産や子育てによる退職者と連絡をとり、再就職の希望があれば採用する。